

(建設リサイクル法に関する条件明示等)

1. 本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（(平成 12 年法律第 104 号) 以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「7 解体工事に要する費用等」に定める事項は、契約締結時に発注者と請負者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督員と協議するものとする。

積算条件

① 分別解体等の方法

※「分別解体の方法」の欄については、該当がない場合は記載の必要はない。

工 程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法（※）
	①仮設	仮設工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ■有□無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑥その他 (舗装取壊工)	その他の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用

② 再資源化等をする施設の名称及び所在地

再資源化施設名を明示することは、再資源化施設を指定するものと解釈され、自由な競争を阻害する恐れがあるため、明示はしないものとする。

なお、積算上は「運搬費＋受入料金」の合計額の最も安価となる再資源化施設を想定している。

2. 元請業者から発注者への書面による事前説明（建設リサイクル法 12 条関係）

少なくとも以下の事項について説明する。

- ・ 解体工事である場合においては、解体する建築物等の構造
- ・ 新築工事等である場合においては、使用する特定建設資材の種類
- ・ 工事着手の時期及び工程の概要
- ・ 分別解体等の計画
- ・ 解体工事である場合においては、解体する建築物等に用いられた建設資材の量の見込み

以上の説明については、建設リサイクル法省令で定めた様式第 1 号の別表 1（建築物に係る解体工事）、別表 2（建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様換））、別表 3－1、3－2（建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等））のうち、当該工事に該当する別表及び工程表を工事を請け負おうとする者が作成し、契約締結前に契約担当者又は工事担当課長等に説明するものとする。

3. 工事請負契約書「7. 解体工事に要する費用等」に記入する内容について

契約締結時に発注者と請負者の間で確認した次の事項を請負者が記入するものとする。

- （1） 解体工事に要する費用
- （2） 再資源化等に要する費用
- （3） 分別解体の方法
- （4） 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明 示 項 目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
工 程 関 係	☒ 別途工事との工程調整が必要あり （別途工事名：別紙工事特記仕様書参照） ☐ 施工時期、施工時間及び施工方法の制限あり	☐ 調整項目（ ☐ 資材等の流用 ☐ 仮設及び工事用道路等の調整 ☐ 建設機械等の調整 ☐ 施工順序の調整 ☐ その他（ ） ☐ 制限する工種名（ ） 施工時間及び施工時間（ ） ☐ 協議が必要な機関名（ ） ☒ 占有物件名（ ☐ 電気 ☐ 水道 ☒ ガス ☒ その他（ 下水道 ） ☐ その他（ ）
用 地 関 係	☐ 用地補償物件の未処理箇所あり ☐ 仮設ヤードの有無	☐ 未処理箇所（ ☐ 別添図等 ☐ No. ～No. ☐ 別添協議） ☐ 完了見込み時期（ ☐ 令和 年 月 頃 ☐ 別添協議） ☐ 仮設ヤード（ ☐ 官有地 ☐ 民有地 ☐ その他（ ） ☐ 仮設ヤード使用期間（ ） ☐ 仮設ヤードからの運搬距離（L＝ km） ☐ 使用条件・復旧方法（ ） ☐ その他（ ）
公害対策関係	☒ 施工方法の制限あり ☐ 事業損失防止に関する調査あり	☒ 制限項目（ ☒ 騒音 ☒ 振動 ☐ 水質 ☐ 粉じん ☒ 排出ガス ☐ その他（ ） ☐ 施工方法等（ ☐ 指定工法名（ ） ☐ その他（ ） ☐ 別添協議） ☐ 調査項目（ ☐ 騒音測定 ☐ 振動測定 ☐ 水質調査 ☐ 近接家屋の事前・事後調査 ☐ 地盤沈下測定 ☐ 地下水位等の測定 ☐ その他（ ） ☐ 調査方法（ ☐ 別途資料 ☐ その他（ ） ☐ その他（ ）
安全対策関係	☒ 交通安全施設等の指定あり	☒ 交通安全施設等の配置（ ☐ 別添図等 ☐ その他（ ） ☒ 交通誘導警備員の配置（ ☐ 別添図等 ☐ その他（ ） ☐ 指定路線 ☒ 指定路線以外 ☐ 配置員数（2または3人）（うち交通誘導警備員A（1人）） （注：配置員数の変更は原則行わないものとする。但し、指定路線以外で交通誘導警備員Aが配置できない場合は変更の対象とする。） ☐ 交通誘導警備員の配置時間（ ） ☐ 交通誘導警備員の配置期間（ ） ☐ 交通誘導警備員配置の対象工種（ ） ☒ 既存施設あり ・近接公共施設（ ☐ 鉄道 ☐ 電気 ☐ 水道 ☒ ガス ☒ その他（ 下水道 ） ・近接施設 ☐ 擁壁（ ） ・現地の状況を適切に把握して施工を行うこと。 ☐ 工法制限あり ・制限を受ける工種（ ） ・制限内容（ ） ☐ 安全防護施設等の配置（ ☐ 別添図等 ☐ その他（ ） ☐ 保安要員の配置（ ☐ 別添図等 ☐ その他（ ） ☒ 現場での安全確保（自主施工の原則） ☒ 設計図書に明示された施工条件と工事現場が一致せず 安全確保のために指定仮設の変更や計上が必要な場合は、監督員と協議を行い指示を受けた後、受注者として適切な安全確保の措置を講じようとして、工事を実施すること。 ☐ その他（ ）

（注）上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明 示 項 目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
工事用道路関係	☐ 一般道路（搬入路）の使用制限あり ☐ 仮設道路の設置条件あり ☐ その他（ ）	☐ 経路及び使用期間の制限内容（ ☐ 別添図等 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議 ） ☐ 使用中及び使用後の措置（ ☐ 別添図等 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議 ） ☐ 用地及び構造（ ☐ 別添図等 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議 ） ☐ 安全施設（ ☐ 別添図等 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議 ） ☐ その他（ ）
仮設備関係	☐ 仮設備の設置条件あり ☐ 仮設備の構造及び施工方法の指定 ☐ その他（ ）	☐ 使用期間及び借地条件（ ☐ 別添図等 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議 ） ☐ 転用あり（ 回） ☐ 兼用あり（ ） ☐ その他（ ） ☐ 構造及び設計条件（ ☐ 別添図等 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議 ） ☐ 施工方法（ ） ☐ その他（ ）
建設発生土・産業廃棄物関係	☐ 建設発生土受入地の指定あり ☒ 建設発生土受入地未定 ☒ 産業廃棄物の処理条件あり	☐ 受入地の条件（ ☐ 別途図面 ☐ 運搬距離（L＝ km） ☐ 受入料金あり ☐ 受入料金なし ☐ 別途協議 ☐ その他（ ） ☒ 受入地未定につき別途協議する。（ ☒ 暫定運搬距離＝ 8 km、 ☒ その他（ 処分地及び施工方法については協議により決定する ） ） ☐ 産業廃棄物の種類（ ☐ コン塊 ☐ アス塊 ☐ 木材 ☐ 汚泥 ☐ その他（ ） ☐ 産業廃棄物の処分地（ ☐ 再生処分場（ ） ☐ 最終処分場（ ） ☐ 別添図書 ☐ 別途協議 ） ☐ その他（ ） ☐ 【注：特段の理由により処分先や運搬距離を明示する場合はその他の項目（ ）に記入のこと。】 ☐ 処分場の受入条件（ ） ☒ 舗装切断時の排水処理 アスファルト・セメントコンクリート舗装の切断時に発生する排水（泥水）を河川や御溝に排水することなく排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。また、回収水等は、産業廃棄物として取り扱うものとし、適正に処理しなければならない。 「適正に処理」するとは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者（受注者）が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報（成分や性状等）を処理業者に提供することが必要である。なお、受注者は、回収水等の産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、監督員に提示しなければならない。
工事支障物件関係	☐ 工事支障物件あり ☐ その他（ ）	☐ 支障物件名（ ☐ 鉄道 ☐ 電気 ☐ 電話 ☐ 水道 ☐ ガス ☐ 有線 ☐ その他（ ） ☐ 移設時期（ ☐ 令和 年 月 頃 ☐ 別途協議） ☐ 防護（ ） ☐ その他（ ）

（注）上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明 示 項 目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
適用条件		☐ 電子メールを活用した情報共有における実施要領 令和元年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） ☐ デジタル工事写真の黒板情報電子化に係る特記仕様書を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） ☐ ダンプトラック等による過積載等の防止に関する特記仕様書を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） ☒ 工事における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等に関する特記仕様書を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） ☐ その他（ ）
監督の区分 〔共通仕様書 第1編第1章 1-1-22条第6 項に規定する 表1-2、表1-3〕	☒ 一般監督 （ただし、低入札価格調査制度の調査対象工事となった場合は、全ての工種を重点監督とする。） ☐ 重点監督	☐ 重点監督の場合 【注：全ての工種に適用しない場合は、対象工種欄をチェックし、対象工種名を記入すること。】 ☐ 全ての工種に適用する。 ☐ 対象工種（ ） ※これ以外は、一般監督とする。
入札・契約方式	☐ 入札時V E方式 ☐ 契約後V E方式 ☐ 設計・施工一括発注方式 ☐ プロポーザル方式 ☐ 総合評価方式	☐ 契約前のV E提案に基づき施工しなければならない。 ☐ 契約後にV E提案を受け付ける。 ☐ 細部設計の承認を受けなければならない。 ☐ 本件工事で提案不履行があった場合は、本件工事完成年度の翌年度に総合評価方式で発注する案件（以下「発注工事」という。）で、貴社の評価点において発注工事の加算点（満点）の1割を減点します。
電子納品	☒ 工事完成図書（工事写真含む） ☐ 電子納品対象外	☒ 工事完成図書は電子納品とする。ただし、電子化が困難な部分について監督員と協議承諾を得たものについてはこの限りではない。 電子媒体の提出部数は、（ □ 2部 □ （ ）部 ）とする。 ☒ 三重県C A L S電子納品運用マニュアル（令和 元 年 7月改訂）を適用
産業廃棄物税	☒ 産業廃棄物税	☒ 本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税納税証明書等を添付して当該工事の発注者に対して支払請求を行うこと。なお、この期間を超えて請求することはできない。また、設計数量を超えて請求することはできない。
工事カルテ作成・登録	☒ 工事カルテ作成・登録	☒ 三重県公共工事共通仕様書に基づき、工事カルテ作成・登録を行うこと。
建設副産物情報交換システム	☒ 建設副産物情報交換システム	☒ 三重県公共工事共通仕様書に基づき、建設副産物情報交換システム（副産物システム、発生土システム）にデータを入力すること。
下請関係 下請企業 次数制限	☒ 下請企業の次数制限	☒ 本工事における下請の次数は、2次（建築一式工事は3次）までとする。 上記次数を超える下請契約を締結する場合は、下請契約締結前に書面により発注者の承諾を得ること。
県内企業 使用 管内企業 優先使用	☐ 県内企業の使用、管内又は隣接管内企業の優先使用	☐ 本工事において、下請契約を締結する場合は、当該契約の相手方（2次以下の請負人を含む）を三重県内に本店（建設業法において規定する主たる営業所を含む）を有する者の中から選定するよう努めること。また、本建設事務所管内又は隣接する建設事務所管内に本店（建設業法において規定する主たる営業所を含む）を有する者を優先して選定するよう努めること。なお、県外企業を下請けに選定する場合は、下請契約締結前に書面により発注者に報告を行うこと。
県内産製品 優先使用	☒ 建設資材の県内産製品優先使用	☒ 本工事に使用する建設資材について、規格・品質等の条件を満足するものについては、県内産資材の優先使用によるよう努めること。 ☒ 本工事で使用する建設資材の調達にあたっては、極力県内の取り扱い業者から購入するよう努めること。

（注）上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議又は作業打合せ等により協議するものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明 示 項 目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
不当介入を受けた場合の措置	☒ 不当介入を受けた場合の措置	☒ 暴力団員等による不当介入（三重県公共工事等暴力団等非除措置要綱第2条第1項第14号）を受けた場合の措置について (1) 受注者は暴力団員等（三重県公共工事等暴力団等非除措置要綱第2条第1項第12号）による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに三重県警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。 (2) (1)により三重県警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力をを行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は必ず文書で行うこと。 (3) 受注者は暴力団員等により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。
工事実態調査	☐ 工事実態調査	☐ 三重県低入札価格調査実施要領第3条で定める調査基準に満たない額で契約し、発注者より工事実態調査の指示があった場合又は、同実施要領で定める重点調査を経て契約した場合は、工事実態調査に協力すること。
社会保険等未加入対策	☒ 社会保険等未加入対策 (健康保険、厚生年金保険及び雇用保険)	☒ 適用除外でないにも関わらず社会保険等に未加入である建設業者を下請負人としてしてはならない。 受注者は、施工体制台帳・再下請負通知書の「健康保険等の加入状況」欄により下請業者が社会保険等に加入しているかどうかを確認すること。また、発注者が加入状況を証明する書類の提出又は提示を求めた場合、速やかに対応すること。

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

工 事 特 記 仕 様 書

1. この仕様書は当該工事にのみ適用し、定めのない事項については三重県公共工事共通仕様書(以下「公共共仕」という)によらなければならない。

2. 設計図書の照査

2-1 受注者は、契約後すみやかに本市が交付した工事図書の照査を行い、その結果を監督員に報告すること。

3. 施工計画書

3-1 受注者は、「公共共仕」によるほか、下記の事項に留意して計画をたてること。

- (1) 施工方法の決定にあたっては、工事の安全かつ円滑な施工の確保と公害防止に留意する。
- (2) 施工計画を定めるにあたっては、施工現場の地質状況及び現場の施工環境に留意すること。
- (3) 施工計画書は工事着手前に監督員に提出しなければならない

3-2 受注者は、監督員に提出した施工計画書に従って工事を施工すること。

3-3 施工計画の内容について監督員が「再検討」を指示した場合は、その内容について再度検討のうえすみやかに再提出すること。

3-4 施工計画書の内容に変更が生じた場合には、そのつど当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を提出しなければならない。

4. 工程表

4-1 施工計画書に従い工程表を提出すること。なお、工程表はネットワークかバーチャートとする。

4-2 完成検査、出来高検査、中間検査、段階確認、材料確認等の計画をたて明記すること。

5. 排水処理

- 5-1 工事に伴い発生する排水については、公共用水域等の水質汚濁を防止し周囲の環境に配慮するため、関連法規を遵守し、適切な対策を受注者の責任において講じなければならない。
- 5-2 排水計画については、処理方法、排水経路を施工計画書に明示し、事前に監督員の承諾を得るものとし、地元自治会とも充分協議をすること

6. 現場管理一般

6-1 保安

- (1) 必要に応じ適当なフェンス、門扉等を設け、関係者以外の者が容易に立入りできない措置を講ずるものとする。
- (2) 工事施工中の現場管理、安全管理については、本特記仕様書各条項に定めるものを除き、あえて監督員の指示承諾を求めるまでもなく、受注者にて自発的な措置を図り、責任をもって事故を未然に防ぐこと。
- (3) 特に、関係車輛の交通安全対策については、遺漏のないよう執り図ること。

6-2 広報等

- (1) 工事を円滑、効率的に実施するため、受注者は工事着工前は勿論のこと工事中においても、必要に応じて工事内容等を地元住民および通行者に周知せしめるとともに、協力を得るための必要な対策を講じること。
- (2) 工事箇所周辺の周辺住民に対しては、特に親切を旨として十分強調し、信頼関係を保ちながら工事を進めること。

6-3 職員の駐在

- (1) 受注者は、工事施工中の作業時間外といえども、非常時の連絡処理ならびに工事現場の警戒取り締まりを行うこと。
- (2) 異常気象時は、災害防止のため、休日といえども必要に応じ労務者を常駐させなければならない。

7. 損害補償

- 7-1 民有地等を使用する場合の土地借り上げ補償などは、全て受注者の負担と責任において行うものとする。

7-2 受注者は、工事の影響により損害が発生すると考えられる周辺物件、井戸等については、受注者で事前に調査を行うこと。

7-3 受注者は、工事完了後周辺物件、井戸等に損害が発生していないか、確認を行うこと。

8. 竣工時の提出書類

8-1 受注者は、工事完了後速やかに「公共共仕」に規定する書類の他、監督員が必要と指示する書類を提出すること。

9. 検査

9-1 受注者は、現場の基準点を明確にし、検査に必要な器具、機械を準備すること。

9-2 受注者は、検査を迅速に行えるよう人員を配置し、手際よく行動すること。

10. 舗装の切断作業時に発生する濁水の処理

10-1 受注者は、舗装切断時に発生する濁水を回収し、産業廃棄物(汚泥)として処理しなければならない。

10-2 受注者は、濁水が搬出される工事にあたっては、産業廃棄物管理票(マニフェスト)により、適正に処理されていることを確かめるとともに、監督員に提示しなければならない。

10-3 濁水の処理に関し、排水量に変更が生じた場合、受注者は濁水量等を取りまとめるうえ、監督員と協議を行い契約変更の対象とする。

10-4 受注者は、濁水の処分に關し、処理状況(収集・運搬・処分)を明確に把握できる写真管理を行うこと。

10-5 受注者は、濁水が生じない工法(空冷式等)を採用した場合も、濁水と同様に、吸引する装置の併用など、粉塵の飛散防止対策を実施するとともに、収集した粉塵については、適正な運搬・処分を実施することとし、産業廃棄物管理票(マニフェスト)により、適正に処理されていることを確かめるとともに、監督員に提示しなければならない。

11. 水道用資材

- 11-1 水道用管・弁栓類及び付属品は、設計図書に品質規格を規定されたものを除き、日本工業規格(JIS)、日本水道協会規格(JWWA) 日本ダクタイル鉄管協会規格(JDPA)、日本水道鋼管協会規格(WSP)、塩化ビニル管・継手協会規格(AS規格)及び、配水用ポリエチレンパイプシステム協会規格(PTC)のいずれかの規格に適合したものとす。
- 11-2 前項の規定にかかわらず、使用する材料が規格品でないもので、工事をするうえで必要な場合は、監督員の承諾を得なければならない。
- 11-3 前2項の材料には、製品の図面、仕様書及び製造者の検査合格書が提出されなければならない。
- 12. その他
 - 12-1 他工事との調整は監督員及び関係施行者と協議のうえ、工程調整を行うこと。
 - 12-2 工事施工に先立ち、道路占用許可申請書、道路交通障害報告書、道路使用申請書等を速やかに監督員又は、関係機関へ提出すること。
 - 12-3 必要に応じて、当工区の工事説明用回覧板を作成すること。
 - 12-4 請負者の責任により生じた数量、工事費の増加に伴う設計変更は認めない。
 - 12-5 各種請負作業を実施されるにあたっては、電気、水、軽油類の節約など省エネ、省資源に努めること。
 - 12-6 公共土木工事などの請負作業を実施するにあたっては、環境に配慮すること。
 - 12-7 バックホウ・振動ローラ等の重機械類については、排出ガス対策型のもを使用すること。
 - 12-8 環境汚染につながる緊急事態がおこった場合に対処できる体制及び資材を施工計画に明記し、整えること。
 - 12-9 提出書類については、可能な限り両面コピーとすること。

- 12-10 本舗装復旧について、舗装構成は推定であるので掘削時に既設舗装の構成(材質、厚み等)を確認し、監督員に報告すること。
- 12-11 既設管の埋設位置が不明であるため、必要に応じ試掘を行い、その結果を監督員に報告すること。
- 12-12 地域のゴミ集積所の位置を確認し、収集作業に配慮すること。
- 12-13 交通規制を開放する場合はアスファルト舗装を施工し、段差を解消するなど、安全に十分配慮すること。
- 12-14 工事写真については、基本的に電子納品とする。ただし、電子納品が困難な場合は、監督員と協議し承諾を得ること。
- 12-15 石綿管処理が必要となった場合、石綿障害予防規則及び廃棄物処理法等の関係法令に基づき行うこと。
- 12-16 配水用ポリエチレン管(融着接合)を行う場合、水道配水用ポリエチレン配管施工講習受講者が専任すること。
- 12-17 配水用ポリエチレン管(融着接合)で行う場合、全箇所の場合チェックシートを提出すること。また、融着データも提出すること。
- 12-18 交通規制については、全工区通行止めとする。また、施工時以外は交通開放を行うこと。
- 12-19 管路等の施設について、監督員の通水確認後から工事的物引渡までの間、発注者において使用できるものとする。
- 12-20 GX形ダクタイル鋳鉄管を布設する場合、配水管技能者登録証(一般継手・耐震継手)を取得した者又はJDPA継手接合研修会受講証を取得した者を専任すること。
- 12-21 GX形ダクタイル鋳鉄管を布設する場合、GX形継手チェックシートを提出すること。
- 12-22 仕切弁筐の鉄蓋の基本構造・形状は、JWWA B 132(水道用円形鉄蓋)に準拠したものとし、蓋表面には、維持管理上必要な情報表示を行うこと。表示する情報項目は方向・口径・管種・年度・土被りとすること。
- 12-23 建設機械等使用時は周辺の環境に合わせて、必要な対策を講じること。

- 12-24 マーカー杭の反応をチェックし、チェックシートを提出すること。
- 12-25 時間外の作業連絡について、午後5時を超えて作業を行う場合は、あらかじめ午後4時までに監督員に報告し、作業終了したときも同様に監督員に報告すること。
- 12-26 本町南部処理分区下水管渠布設工事(その1)、本町南部処理分区下水管渠布設工事(その2)と工程調整を行うこと。
- 12-27 区画線が施工されている舗装を取壊した場合は、仮復旧すること。

工事における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等に関する特記仕様書

本工事における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等については、以下により徹底を図るものとする。

- (1) 工事の円滑な施工確保を図る観点から、本工事の現場等のみならず関係する会社・事務所等も含め、現場状況などを勘案しつつ、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒、手洗い・うがいなど、感染予防の対応を徹底するとともに、すべての作業従事者等の健康管理に留意すること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症については、特に、①密閉空間、②密集場所、③密接場面という3つの条件（以下「三つの密」という。）が同時に重なる場では、感染を拡大するリスクが高いことから、建設現場等における朝礼・点呼や現場事務所等における各種の打合せ、更衣室等における着替えや詰め所等での食事・休憩など、元請事業者をはじめ、下請事業者等の多人数が集まる場面や密室・密閉空間における作業などにおいては、他の作業従事者と一定の距離を保つことや作業場所の換気の励行など、三つの密の回避や影響を緩和するための対策に万全を期すること。
- (3) 工事等の関係者が「特定警戒都道府県」から作業等に従事する必要がある場合は、受発注者で協議を行い、感染拡大防止のための適切な対応をとること。
- (4) 感染拡大防止対策を実施するために追加で費用を要する場合は、設計変更の対象とするため、監督員と協議を行うこと。ただし、感染防止対策について施工計画書に記載した上で履行することを前提とする。

設計変更の対象とする感染拡大防止対策に係る費用（例）

＜共通仮設費＞

- 労働者宿舎における密集を避けるための、近隣宿泊施設の宿泊費・交通費
- 現場事務所や労働者宿舎等の拡張費用・借地料

※いずれも、その後の積算における現場管理費率や一般管理費等率による計算の対象外とする。

＜現場管理費＞

●現場従事者のマスク、インカム、シールドヘルメット等の購入・リース費用

●現場に配備する消毒液、赤外線体温計等の購入・リース費用

●遠隔臨場やテレビ会議等のための機材・通信費

※いずれも、その後の積算における一般管理費等率による計算の対象外とする。

なお、ここに掲げる例のほかにも、感染拡大防止のために必要と認められる対策については、設計変更を行うことを妨げない。

(5) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、「工事の一時中止や工期の延長」が必要な場合には、監督員と協議を行うこと。

(6) 作業従事者等が新型コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者（以下「感染者等」という。）であることが判明した場合は、速やかに監督員に報告すること。また、保健所等の指導に従い、感染者等の自宅待機などの適切な措置を講じること。

なお、感染者等であることが判明した場合は、本工事のみならず、受注者が本県と契約中の全ての工事について、一時中止の措置を行う場合がある。